

○学校法人晴川学舎役員報酬等規程 (昭和61年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人晴川学舎（以下「本法人」という。）役員報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「役員等」とは、本法人寄附行為第5条に定める役員及び評議員をいう。
- (2) 「報酬等」とは、本法人の役員等がその職務遂行に対価として支給される現金の給付で、報酬、賞与、退職慰労金をいう。この役員報酬等には本法人給与規程に基づくものは含まない。
- (3) 「常勤」とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (4) 「非常勤」とは、常勤以外の者をいう。

(報酬等の額)

第3条 役員等には、毎年度予算で定め、理事会において決定した額（別表）を報酬等として支給する。

(支給方法)

第4条 常勤役員報酬は月額並びに非常勤役員については年額とし、前期と後期に分け2分の1額ずつ支給する。ただし、年度の途中において、あらたに就任又は退職した者に係る当該月又は年度分は、それぞれ日割又は月割の計算によって算定するものとする。

- 2 非常勤役員で定期的にその職務を遂行する場合は、日額で支給するものとする。
- 3 評議員には、評議員会出席ごとに「手当」を支給する。
- 4 非常勤役員と評議員には、会議出席ごとに交通費を支給する。

(慰労金の支給)

第5条 理事長及び役員（本学の職員である理事を除く。）がその職を辞任し、又は任期満了後再任されなかった場合（以下「退任」という。）において、その在任期間が通じて10年以上で、在任中の本学に対する功績が顕著である場合は、退任後1年以内に慰労金を給付することができる。ただし、寄附行為第10条第1号、3号及び4号に該当する場合は、この限りでない。

第6章 給与・福利厚生 (学校法人晴川学舎役員報酬等規程)

2 前項の慰労金の額は、第3条の規定による報酬の額、在任の年月数及び在任中の功績等を考慮し、理事会において決定する。

(公表)

第6条 本法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議によって行う。

附 則

1 この規程は、昭和61年7月1日から適用する。

2 この規程施行の際、現に支給されている者に係る報酬は、この規程により決定されたものとみなす。

附 則

この規程は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

〔奥羽大〕

八四三の二

別表

役 職	支給方法	報 酬 額
理事長	報酬、賞与	総額3,600万円以内
常勤役員	報酬	月額3万円
非常勤役員	報酬	年額48万円(4万円×12か月)
第4条第2項非常勤役員	報酬	日額5万円
評議員	手当	日額3万円